

公の施設の指定管理者の指定の件（月寒公民館）

平成29年（2017年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称
札幌市月寒公民館
- 2 公の施設の位置
札幌市豊平区月寒中央通7丁目
- 3 指定管理者
札幌市豊平区月寒中央通7丁目8番19号
札幌市月寒公民館運営委員会
会長 三佐川 令子
- 4 指定期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

（理由）

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、月寒公民館の指定管理者
を指定するため、本案を提出する。